

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和53年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保安林の指定等に係る意見の聴取)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(保安林の指定等に係る意見の聴取)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2 法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見書（法第30条の2第1項の告示に係るものに限る。）を提出した者がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、その権限を証する書面に当該代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又はその指名する者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、意見聴取会において、出席した前項の意見書を提出した者又はその代理人（以下「意見書提出者等」という。）に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、議長は、意見書提出者等が正当な理由なく異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、これを陳述したものとして意見聴取会の議事を運営することができる。</u></p> <p><u>4 議長は、必要があると認めるときは、意見書提出者等の陳述について時間を制限することができる。</u></p> <p><u>5 意見書提出者等は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。</u></p> <p><u>7 前2項の規定により発言を許可された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u></p> <p><u>8 第4項の規定により時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述したとき、又は第5項若しくは第6項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動をしたときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。</u></p> <p><u>9 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。</u></p> <p><u>10 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。</u></p>

(使用権設定に係る意見の聴取)

第6条の2 前条の規定は、法第50条第2項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、前条第1項中「法第32条第2項（法第33条の3において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第50条第2項」と、「意見の聴取（法第30条の2第1項の告示に係る意見書についてのものに限る。）」とあるのは「意見の聴取」と、同条第2項中「法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見書（法第30条の2第1項の告示に係るものに限る。）を提出した者」とあるのは「法第50条第4項の当事者」と、同条第3項中「意見書を提出した者」とあるのは「当事者」と、「意見書提出者等」とあるのは「当事者等」と、「異議の要旨及び理由を陳述させるものとする」とあるのは「証拠を提示させ、意見を陳述させることができる」と、「異議の要旨及び理由を陳述しない」とあるのは「証拠を提示せず、意見を陳述しない」と、「これを陳述した」とあるのは「これらを行った」と、同条第4項中「意見書提出者等」とあるのは「当事者等」と、「陳述」とあるのは「証拠の提示又は意見の陳述」と、同条第5項中「意見書提出者等」とあるのは「当事者等」と、同条第8項中「陳述した」とあるのは「証拠の提示若しくは意見の陳述をした」と、「陳述」とあるのは「証拠の提示若しくは意見の陳述」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。